

ID: 13

担当部署: 企画財政部 政策財政課

処分の概要	手数料の還付承認		
例規名 根拠条項	十和田市手数料条例 第3条第2項ただし書		
例規番号	平成17年条例第65号		
<p>【基準】</p> <p>第3条の規定による。 (徴収の時期等)</p> <p>第3条 手数料は、前条に規定する手数料を徴収する事項についての申請があった際又は当該申請に係る書類、カード等の交付の際に、申請者からこれを徴収する。</p> <p>2 既に納付した手数料は、還付しない。ただし、申請事項の不明、法令の定めその他の理由により申請を受理できない場合は、手数料を還付する。</p>			
標準処理期間	5日		
備考	関係課		
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 14

担当部署: 企画財政部 政策財政課

処分の概要	手数料の減免		
例規名 根拠条項	十和田市手数料条例 第5条		
例規番号	平成17年条例第65号		
【基準】			
<p>第5条の規定による。 (手数料の減免)</p> <p>第5条 第2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 法令の規定に基づいて取り扱うべき事項に係る公文書類の閲覧</p> <p>(2) 本市の住民で公費の援助又は扶助を受けるために必要なもの</p> <p>(3) 本市の住民で手数料を納める資力がないと認めるもの</p> <p>(4) 官公署(公社及び公団を含む。)からの請求等のうち、公益のために要すると認められるもの</p> <p>(5) 市長が天災その他特別の理由があると認めるもの</p> <p>2 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による届出をした政治団体が、はり紙、はり札又は立看板に係る青森県屋外広告物条例(昭和50年青森県条例第45号)第6条の許可、第10条第3項の規定による許可の期間の更新又は第11条第1項の許可を受けようとするときは、当該許可等の申請に係る手数料を免除する。</p> <p>3 地方自治法第157条第1項に規定する公共的団体等が、道標、案内図板、公共掲示板その他の公衆の利便に供することを目的とする屋外広告物(以下「広告物」という。)又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)に係る青森県屋外広告物条例第6条若しくは第8条第6項の許可、第10条第3項の規定による許可の期間の更新又は第11条第1項の許可を受けようとするときは、当該許可等の申請に係る手数料を免除する。</p>			
標準処理期間	5日		
備考	関係課		
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日